

令和4年度後期選抜募集要項

福島県立郡山高等学校
〒963-0201 郡山市大槻町字上篠林3番地
電話 024-951-0215

1 募集定員

- (1) 全日制の課程・普通科 200名から、前期選抜の合格者数を除いた数
- (2) 全日制の課程・英語科 40名から、前期選抜の合格者数を除いた数

2 出願資格

本校後期選抜に出願することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、及び中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 同一人が同時に二つ以上の高等学校に出願することは認めない。
- (2) 本校の英語科を志願する者については、県中学区、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、本校の普通科において後期選抜を実施する場合にのみ、本校の普通科を第二志望とすることを認める。

6 出願期間

令和4年3月15日（火）から3月16日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、779円切手を貼付した返信用封筒（定形長形3号）を同封の上、令和4年3月16日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（県教育委員会において作成したものに、必要事項を記入したもの）
 - ② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
 - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出書類の様式、提出方法、提出の期間は、「令和 4 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記されているとおりとする。

9 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和 4 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に記されているとおりとする。

10 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

志願者は、令和 4 年 3 月 17 日（木）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校の校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

③ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

(3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長へ提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

学 科	調 査 書	面 接	そ の 他
普通科 及び 英語科	「各教科の学習の記録」は、135点満点とする。 「特別活動等の記録」「長所・特技等の記録」等は、点数化しないが内容については精査する。	個人面接を実施する。 面接では、本校で学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を見る。 面接については、段階評価する。	小論文を実施する。 課題文を読み、論理的・客観的に自分の考えを述べる。 小論文については点数化し、100点満点とする。

14 小論文・面接

- (1) 日 程：令和4年3月22日（火）
 - ① 集 合 午前 8：50
 - ② 小 論 文 午前 9：30 ～ 午前 10：30
 - ③ 面 接 午前 10：50 ～
- (2) 会 場：福島県立郡山高等学校
- (3) 持参物：① 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規。
ただし、下敷、各辺の長さの比が印字された三角定規、分度器（直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等を含む）、和歌・格言・英単語等の表記のあるものは使用できない。
② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

- (1) 令和4年3月23日（水）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して、受験票と引換えに合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

17 その他

- (1) 不明な点は、本校に問い合わせること。